

【軽自動車税についてお知らせ】軽自動車(種別割)の減免申請は6月1日月まで

☎ 税務課 課税係 ☎ 282-1114

軽自動車税についてお知らせ

令和元年10月1日から自動車取得税が廃止され、「軽自動車税(環境性能割)」が新設されました。これに伴い、現行の軽自動車税は「軽自動車税(種別割)」へ名称変更しました。

軽自動車税(種別割)には減免制度があります。一定の要件に該当する人が、期限までに申請することで減免を受けることができます。

ただし、減免は普通自動車を含め一人一台になります。軽自動車税(種別割)の減免を申請する場合は、納税通知書が届いてから申請してください。

■減免対象 ①～③のいずれか一つ該当
 障がい者本人が所有する自動車を運転する人が
 ①障がい者本人
 ②障がい者と生計を一にする家族
 ③障がい者を常時介護する人
 (※ただし、身体障がい者が年齢18歳未満の場合/知的障がい者(A1、A2)/精神障がい者(1級)で家族運転の場合/生計を一にする者が所有(取得)する自動車を含む)

■申請に必要なもの
 ・軽自動車税納税(種別割)通知書
 ・各種手帳 ・運転免許証

■申請期限・申請先
6月1日月・税務課課税係

■減免対象の障がいの範囲

【療育手帳の場合】

- ・療育手帳 A1・A2

【精神障がい者保健福祉手帳の場合】

- ・精神障がい者保健福祉手帳 1級

【障がい者手帳の場合】

障がいの区分	本人運転	生計同一者常時介護者
視聴覚障害	1級～3級・4級の1	
聴覚障害	2級・3級	
平衡機能障害	3級	
音声機能障害	3級 ※咽頭摘出に限る	—
上肢不自由	1級・2級の1、2	
下肢不自由	1級～6級	1級～3級
体幹不自由	1級～3級・5級	1級～3級
乳幼児以前の非 進行性脳病変に よる運動障害	上肢機能 移動機能	1級・2級 1級～3級
心臓、腎臓、呼吸器、 ぼうこうまたは直腸 の機能障害、小腸の 機能障害	1級・3級	
肝臓機能障害	1級～3級	
ヒト免疫不全ウイルス による免疫の機能障害	1級～3級	

交通事故での入院や通院は見舞金が支給されます

☎ 総務課 地域・防災係 ☎ 282-1111

■請求期限

事故に遭った日から1年以内

■交通事故の内容

日本国内で発生した、①～⑩に該当する運行事故
 ①自動車②原動機付自転車③自転車④汽車⑤電車
 ⑥航空機⑦船舶⑧モノレール⑨トロリーバス⑩ケーブルカー

■事故後の対応

事故に遭った場合には、必ず警察に届出を行ってください。

■請求方法

入院や通院の治癒後、役場2階の総務課地域・防災係で必要な書類を持って、請求手続きを行ってください。

■請求に必要なもの

- ①災害見舞金請求書②印鑑③交通事故証明書
- ④診断書または診療報酬明細書⑤住民票(被災者本人のみの住民票で現住所が確認できるもの)
- ⑥事故状況報告書⑦運転免許証

御船町に住民票があるすべての人を対象に、「交通災害共済制度」に加入しています。

この制度は、交通事故に遭って、負傷や死亡した場合の入院や通院などに要した期間に応じて、見舞金が支給されます。交通事故での入院や通院が対象で、事故に遭った本人が町に対して請求する必要があります。

■災害の程度と見舞金内容

実際に入院や通院を行った期間に応じ、交通災害見舞金を支給します。ただし、治療のない期間が30日を超える場合は、その期間を除きます。

区分	災害の程度	金額
1等級	死亡	15万円
2等級	180日以上の治療	6万円
3等級	90日以上の治療	4万円
4等級	30日以上の治療	2.5万円
5等級	10日以上の治療	2万円

農作業基準賃金・農地賃借料の目安額

☎ 農業委員会(農業振興課内) ☎ 282-1607

■農作業賃金

(平坦・山間)

区分	単位	平坦	山間	備考
荒代かき	10㍻	—	7,000円	
苗運搬	10㍻	1,500円	2,000円	
田植(機械)	10㍻	6,500円	7,000円	補植なし
粉運搬	10㍻	2,000円	2,500円	
	1袋	150円	200円	コンバイン袋
麦運搬	10㍻	1,500円	1,800円	
	1袋	200円	250円	コンバイン袋

(基盤整備地区・未整備地区)

区分	単位	基盤整備地区	未整備地区	備考
田起し	10㍻	6,000円	7,500円	
代かき	10㍻	7,000円	7,000円	代かき2回
苗作り	1箱	500円	500円	機材委託者持
農薬散布	10㍻	1,500円	1,700円	薬剤委託者持
収穫(水稻)	10㍻	13,000円	14,000円	
収穫(麦)	10㍻	10,000円	11,000円	
一般農作業	日当	6,000円～8,000円		

※カッター付10%増、結束機付や作業困難な場合は20%増になります。

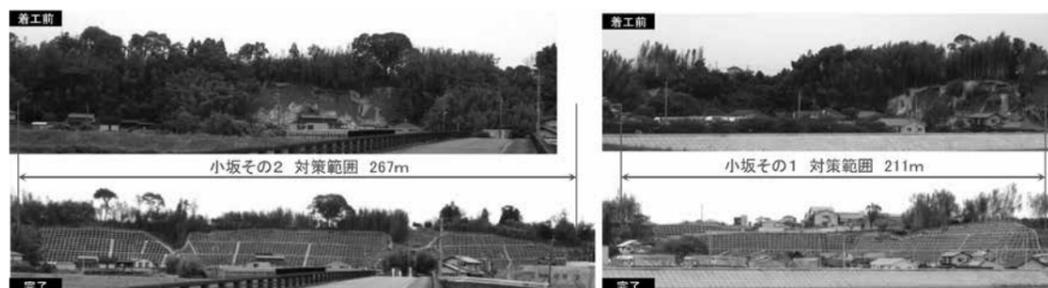
【参考】畔塗りは、1㍻あたり40円。

小坂地区の急傾斜地崩壊対策工事が完成しました

熊本地震とその後の豪雨により御船町小坂でがけ崩れが発生したため、熊本県が平成28年度から対策事業を進めていましたが、地域住民の方や地権者等のご協力により、対策工事が令和2年3月25日に完成しました。

【対策工事の概要】

施工延長：478m 切 土：18,703m³
 法 枠：12,463m 植 生：6,846m²



■農地賃借料(10㍻あたり)

田(水稻)の土地

締結された地域	平均額	最高額	最低額	
平坦	基盤整備地域	17,200円	27,700円	6,900円
	未整備地域	10,600円	20,800円	6,000円
山間	全域	11,100円	13,900円	6,800円

畑(普通畑)の土地

締結された地域	平均額	最高額	最低額
御船町全域	11,600円	20,000円	10,000円

※賃借料が物納の場合、米60kgあたり13,860円に換算